

下水道施設維持管理業務委託

特記仕様書

令和8年5月

熊谷市上下水道部下水道課

- 第1条 業務委託範囲
- 第2条 業務内容
- 第3条 施設の運転
- 第4条 安全衛生の確保
- 第5条 業務の報告等
- 第6条 履行確認
- 第7条 業務の不履行が確認された場合の対応

別紙1 業務の報告等

別紙2 小修繕費用見込み及び光熱水費等使用実績

(業務委託範囲)

第1条 本業務委託は、以下の表に示す施設を対象とする。

施設名	本特記仕様書で示す名称	人員配置 (常時)
妻沼水質管理センター	水質管理センター	有
妻沼西部工業団地マンホールポンプ	マンホールポンプ	無
妻沼西部工業団地調整池	調整池	無
荒川第1調整池		無
荒川第2調整池		無
荒川第3調整池		無
荒川第4調整池		無
玉井在家調整池		無
平戸中継ポンプ場		ポンプ場
荒川第3雨水ポンプ場	無	
玉井中継ポンプ場	無	
熊谷第1処理分区流量計	流量計	無
熊谷第2処理分区流量計		無
熊谷第3処理分区流量計		無
元荒川第1処理分区流量計		無
元荒川第4処理分区流量計		無
雀宮団地内流量計		無
八町樋管	付帯設備	無
荒川第2雨水幹線樋管		無
大麻生樋管		無

2 上記表に示す人員配置において、無人とされる施設は必要な際に人員を配置するものとし、通常業務においては巡視や点検等にて対応するものとする。

(業務内容)

第2条 受注者が行う主な業務は、次のとおりである。なお、運転等に係る基本事項は管理要項に記載するものとする。

- (1) 施設の運転操作、監視に関する業務
 - ア 設備の運転操作、監視及びその記録
 - イ 日常巡視点検及びその記録
 - ウ 各種報告書の作成及びその記録

- エ 緊急時における応急措置、原因調査及び発注者への報告
 - オ 保守点検に伴う機器の運転操作
 - カ 工事等に伴う機器の確認及び運転操作
 - キ 建築付帯設備の運転操作
 - ク その他施設の運転操作、監視に関する業務
- (2) 業務対象施設の保守点検等に関する業務
- ア 対象施設の日常点検手入れ、定期点検手入れ、測定及びその記録、報告
 - イ 電気工作物保安規定及び機械電気設備保守点検基準による日常点検及びその記録、報告
 - ウ 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備の点検及びその記録、報告
 - エ 建築並びに土木構造物等にかかる日常目視点検及びその記録、報告
 - オ 施設機器類の定期点検及びその記録、報告
 - カ 簡易な故障修理、補修及び補修塗装並びにその記録
 - キ 施設機器類、設備類の管理上必要な検査等（法定検査含む）
 - ク 緊急時における点検巡視
 - ケ 機器の予備品の管理
 - コ 貸与品等の管理（供用する物を含む）
 - サ その他保守点検に関する必要な業務
- (3) 環境計測に関する業務
- ア 水質管理センターにおける水質試験及び汚泥試験（試料採取、試験、器具洗浄及び報告を含む）
 - イ 水質計測機器等の維持管理
 - ウ 薬品の調達、保管及び管理
 - エ 廃液の管理及び処分
 - オ その他環境計測に関する必要な業務
- (4) 施設管理に関する業務
- ア 業務対象施設及び管理要領に示す施設の清掃及び除草並びに樹木剪定
 - イ 業務対象施設の警備及び防火管理
水質管理センター及び無人となるポンプ場は受注者において専門事業者に警備業務を委託すること。（現行契約者セコム株式会社）
 - ウ 監視装置に係る諸業務
クラウド監視システムのユーザー変更等に係るシステム構築費等については受注者の負担とする。

- (5) 小修繕に関する業務
 - ア 1件あたり200万円未満（消費税相当額含む）の修繕
1年間あたりの小修繕費用見込みは別紙2に示す。
 - イ 修繕実施に係る協議資料の作成（見積り含む）
 - ウ 修繕計画書、施工管理及び報告書の作成
 - エ その他小修繕に関する必要な業務
- (6) 物品等の調達・管理に関する業務
 - ア 業務に必要な物品、燃料、消耗品の調達及び管理
 - イ 物品、燃料、消耗品の受け入れ及び立ち会い
 - ウ 物品、消耗品の交換
 - エ その他物品、消耗品の調達・管理に関する必要な業務
燃料使用量、水処理及び汚泥処理に使用する薬剤の購入実績は別紙2に示す。
- (7) 光熱水費、通信費等の契約及び支払い業務
 - ア 電気、ガス、水道及び電話通信等の契約業務
 - イ 電気、ガス、水道及び電話通信等の使用料の支払い業務
過去の使用実績は別紙2に示す。
 - ウ その他光熱水費、通信費及びテレビ受信料の契約並びに支払いに必要な業務
- (8) 産業廃棄物収集運搬及び処分に関する業務
 - ア 業務上発生した産業廃棄物の管理及び処分
 - イ 施設運転によって発生する汚泥の収集運搬、処分の契約及び支払い
汚泥処分量の実績は別紙2に示す。
水質管理センターの脱水汚泥は再生利用や再資源化の可能な処分施設、マンホールポンプ及びポンプ場のポンプ井清掃から発生した汚泥は中間処理施設へ搬出を行う。
 - ウ マニフェスト（電子含む）の入力に関する業務
 - エ 薬品、その他産業廃棄物収集運搬及び処分に関する必要な業務並びに異常流入等によって生じた場合の特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する必要な業務
- (9) その他の業務
 - ア 施設見学者の案内及び事故防止
 - イ 水質管理センター、ポンプ場の年1回ワックス掛け
 - ウ マンホールポンプ内のポンプ井の清掃を年に2回実施
 - エ その他必要な業務

2 ポンプ場、流量計及び付帯設備の個別業務は前項に記載するもののほか、以下のとおりである。

(1) 平戸中継ポンプ場

ア 荒川第3雨水ポンプ場、玉井中継ポンプ場のテレメーターによる運転操作及び監視業務

イ 沈砂及びスクリーンかす等の搬出作業

ウ 消防法第14条の3の2に基づく地下タンク貯蔵所の漏えい点検を3年に1回行う。本業務期間中は令和9年度に行う。

エ ポンプ井内に堆積している汚泥を吸引車等による清掃及び処分を2年に一度行う。本業務期間中は令和9年度に行うこととする。

オ 下水道管渠調査、公共工事等により工事発注者や施工者からポンプ送水の停止依頼があった際には、本業委託発注者と調整のうえ、対応すること。停止作業は夜間対応もあるものとする。

(2) 荒川第3雨水ポンプ場

ア 台風や記録的短時間降雨(局地的な降雨)等により必要が生じた際には、人員を配置し運転操作を行う。

イ 年に2回、浄化槽の清掃を行い、年4回、浄化槽の保守点検を行う。また、年に1回法定検査を行う。

ウ 沈砂及びスクリーンかす等の搬出作業

エ 消防法第14条の3の2に基づく地下タンク貯蔵所の漏えい点検を年に1回行う。

(3) 玉井中継ポンプ場

ア 週に2日、巡回を行い、設備点検を行う。

イ ポンプ井内に堆積している汚泥を吸引車等による清掃及び処分を2年に一度行う。本業務期間中は令和8年度、令和10年度に行うこととする。

(4) 流量計及び付帯設備

ア 熊谷第1、第2、第3、元荒川第1及び第4処理分区流量計は、毎月1度、定時に流量カウンターを記録し、報告を行うこと。

イ 雀宮団地内流量計は週に2日、その他必要に応じて巡回、設備点検を行う。巡回及び設備点検時に、消耗品類の交換や機器類の補修が必要な場合は適宜実施すること。

ウ 下水道樋管(八町樋管、荒川第2雨水幹線樋管、大麻生樋管)の施設動作確認、点検及び補修を適時実施すること。台風や記録的短時間降雨(局地的な降雨)等の緊急時においては、樋管操作規則及び発注者の指示により、下水道樋管の操作を行うこと。

- エ 農地の取水期に平戸中継ポンプ場の雨水ポンプを稼働した際には、稼働停止もしくは降雨が過ぎたことを確認した時点で、忍川下流部における杣殿分水堰のゲート閉操作を実施すること。時期については概ね5月から10月の間とするが、詳細な対応時期については、大里用水利地改良区と調整を図り、その指示に従うこと。
- オ 荒川各調整池及び玉井在家調整池は、降雨が続いた後や定期的に巡視を行い、スクリーンの堆積物を除去すること。

(施設の運転)

第3条 施設の運転は、次の各項により行わなければならない。また、このほかに記載のない事項は管理要項に基づき運転を行うこととする。

- (1) 業務対象施設の流入管渠は、発注者が管理要項の中で定める水位内で運転するものとする。
- (2) 水質管理センターの放流水は、発注者が管理要項の中で定める放流水質を維持しなくてはならない。
- (3) 機器の運転は、発注者が定める管理要項に準拠しなければならない。
- 2 マンホールポンプの運転は、水位による自動交互運転とする。
- 3 調整池ポンプの運転は、水位による自動交互運転のほか、台風や記録的短時間降雨（局地的な降雨）等で大雨が想定される場合に手動運転を行うこと。
- 4 効率の良い運転管理に努めること。効率化を図る運転を実施する場合は事前に発注者に提案し、承諾を得ること。

(安全衛生の確保)

第4条 水質管理センター、ポンプ場には、多くの機械及び電気設備等が設置され、また酸素欠乏や有害ガスの発生が起こる恐れのある箇所が多いため、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分留意しなければならない。

- 2 流入水には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれているので、衛生に十分留意しなければならない。

(業務の報告等)

第5条 受注者は、一般仕様書第21条に規定する業務報告書等について、次の書類を提出しなくてはならない。

- (1) 実施計画書
 - ア 年別業務実施計画書
 - イ 月別業務実施計画書

(2) 業務日誌

- ア 日常業務報告書
- イ 水質日報（水質管理センターのみ）
- ウ 汚泥日報（水質管理センターのみ）
- エ その他

(3) 報告書

- ア 月間業務報告書
- イ 年間業務報告書
- ウ 業務完了報告書
- エ 緊急時報告書
- オ 事故報告書
- カ 故障報告書
- キ 改善計画書及び経過報告書
- ク 改善措置計画書
- ケ 改善報告書
- コ 点検結果報告書
- サ 修繕完了報告書

(4) その他発注者が指示する書類

- 2 前項で規定する書類の提出期限、記載事項及び提出部数は別紙 1 のとおりとする。
- 3 書類は日本工業規格 A4 版又は A3 版用紙サイズにて作成するものとし、電子納品とする。
- 4 受注者は一般仕様書第 2 1 条に規定する業務報告書等について書面での提出に加えて電子媒体で提出することとする。

(1) 電子媒体の作成

年別業務実施計画書、月別業務実施計画書、月間業務報告書、年間業務報告書、業務完了報告書及び引継文書については、PDF 形式で作成し、テキストの埋め込み及び目次機能を使用し、印刷制限機能等のセキュリティ機能は設けないこと。

(2) 電子媒体の提出

電子媒体は CD-R または DVD-R に業務名称及び報告書名称等を印字し、ハードケースに格納した上で提出するものとする。提出期限及び提出部数は別紙 1 のとおりとする。

(履行確認)

第6条 発注者は前条に記載する受注者から提出された各月の報告書により受注者が業務実施計画書に基づき当該業務を行っていることを確認する。

2 発注者は、受注者の業務遂行状況について監視を行うために施設に立ち入り、受注者が業務実施計画書等に基づき当該業務を行っていることを確認する。

(業務の不履行が確認された場合の対応)

第7条 前条の履行確認等により、業務実施計画書等に記載された業務を履行していないことが確認された場合、以下のような手続をとる。

(1) 第一段階 改善措置

ア 発注者は、受注者が業務実施計画書等に基づき当該業務を行っていないおそれがある場合、発注者は受注者に説明を求める。その結果、業務実施計画書等に基づき、当該業務が行われていないと発注者が認めた場合、発注者は受注者に是正（業務実施計画書の変更を含む。）を求めることができる。

イ 受注者は前項を受け、速やかに改善計画書を作成し、発注者の確認を受ける。なお、発注者は必要なときには受注者が作成する改善計画書の提出期限を定めることができる。

ウ 受注者は改善計画に従って業務の改善を行う。

エ 受注者は改善がなされた場合、速やかに発注者に報告する。報告を受けた後、発注者は速やかに検査を行い、是正状況を確認する。

オ 改善計画の作成や改善実施等にかかる費用は受注者が負担するものとする。

(2) 第二段階 委託費の減額

ア 改善計画書に定めた改善期間を過ぎて改善が完了しない場合、発注者は、該当業務に必要と想定される費用を委託費から減額することができる。なお、減額にあたっては事前に受注者に通知し、減額の内容、理由及び金額について書面にて通知するものとする。

別紙 1 業務の報告等

提出書類		提出期限	記載事項	電子納品	備考
年別業務実施計画書		当該年度業務開始日まで	①業務実施計画書内での当該年度の業務実施計画 ②その他必要事項	2	
月別業務実施計画書		当該月業務開始 5 日前まで	①年別業務実施計画書内での当該月の業務実施計画 ②その他必要事項	1	
業務日誌	日常業務報告書	1 週間分を取り纏めて翌週	①天候、気温 ②業務従事者職氏名 ③運転監視の実施状況 ④使用消耗品等の数量 ⑤主要機器の運転記録 ⑥日常・定期点検報告 ⑦補修報告 ⑧施設見学者対応報告 ⑨その他特記事項	1	
	水質日報 (水質管理センターのみ)	1 週間分を取り纏めて翌週	①天候、気温 ②業務従事者職氏名 ③流入水、放流水等の水質データ ④水処理の運転方針 ⑤その他特記事項	1	
	汚泥日報 (水質管理センターのみ)	1 週間分を取り纏めて翌週	①天候、気温 ②業務従事者職氏名 ③脱水汚泥の含水率、発生量、搬出量 ④汚泥濃度及び使用消耗品の数量 ⑤その他特記事項	1	
月間業務報告書		翌月 7 日まで	①日常業務報告書に記載の事項 ②運転操作、水質試験、保守点検、修繕、調整等の実施状況と結果 ③事故、故障等の状況及び対応	1	

		④施設見学者の対応 ⑤施設管理業務の実施と結果 ⑥ユーティリティ調達等の支出内訳 ⑦その他特記事項		
年間業務報告書	当該年度業務完了後 7 日以内	①月間業務報告書記載事項の年集計 ②運転管理、保守点検、修繕及び施設管理業務の総括 ③ユーティリティ調達等の支出内訳 ④その他特記事項	2	
業務完了報告書	業務完了後 7 日以内	①年間業務報告書記載事項の総括表 ②技術提案事項の達成状況 ③その他特記事項	1	
緊急時報告書 事故報告書 故障報告書	その都度直ちに	①発生日時 ②発生箇所、設備名等 ③発生状況または原因 ・故障 ・事故 ・異常流入（水質、流入水量）等 ・被害（財産、人身、環境等） ④対応等 ⑤改善措置方法及び必要データ ⑥経過状況 ⑦その他必要事項	1	
改善計画書 経過報告書	その都度直ちに	①異常確認日時 ②発生状況 ③水質データ（水質管理センター） ④原因調査結果 ⑤改善措置 ⑥経過儒教 ⑦その他必要事項	1	
改善措置計画書	判明日から 7 日以内又は指示による	①目標基準未達判明日 ②発生状況 ③水質データ（水質管理センター） ④原因調査結果 ⑤改善措置計画 ⑥その他必要事項	1	

改善報告書	改善後 7 日 以内	①基準未達の概要 ②改善日 ③経過状況 ④今後の対策 ⑤その他必要事項	1	
点検結果報告書	その都度直 ちに	①点検対象機器名 ②点検日及び点検実施者 ③点検内容及び結果 ④その他必要事項	1	
修繕完了報告書	その都度直 ちに	①修繕対象機器名 ②修繕日及び修繕実施者 ③修繕内容 ④その他必要事項	1	
引継文書	業務開始後 3 か月以内	①通常の運転方法、設備保守点検方 法 ②各設備の異常振動、異音等の状況 ③計装設備の調整状況や各設備の設 定値 ④運転上の特別な操作や運用方法 ⑤その他の留意事項、特記事項	2	
その他必要書類	期限、内容等については発注者と協議により決め る。			

別紙2 小修繕費用見込み及び光熱水費等使用実績

(1) 小修繕費用見込み

施設名	1年あたりの小修繕費用見込み
水質管理センター	6,300,000 円
マンホールポンプ	
調整池	
ポンプ場	
流量計	
付帯設備	

※消費税相当額を含まず。

(2) 光熱水費等使用実績

電気使用量

単位 (kWh)

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター	427,844	384,700	349,956	363,809	357,161
マンホールポンプ	3,345	3,274	2,793	2,725	2,957
調整池	39,234	32,262	36,523	35,253	41,334
ポンプ場	466,050	401,756	357,878	352,035	358,009
流量計	501	489	467	413	416
付帯設備	0	1	0	0	0

水道使用量

単位 (m³)

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター	257	267	257	264	887
マンホールポンプ					
調整池					
ポンプ場	247	246	232	252	218
流量計					
付帯設備					

燃料使用量（重油・軽油・灯油）給湯用LPガス含まず 単位（ℓ）

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター※					40
マンホールポンプ					
調整池					
ポンプ場	9,800.01	7,649.02	7873.56	7643.74	9199.11
流量計					
付帯設備					

※水質管理センターは発電機等を稼働する際に使用する場合があります。

情報通信費使用料（NHK受信料含まず） 単位（円）

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター マンホールポンプ 調整池	101,871	170,704	282,574	283,339	290,455
ポンプ場	336,411	443,294	456,006	465,418	469,565

薬剤購入量（妻沼水質管理センター）水処理及び汚泥処理関係

薬品名	年度				
	2	3	4	5	6
固形塩素 (200個/箱)	0	12箱	12箱	15箱	0
高分子凝集剤 (15kg/袋)	840kg	900kg	1,455kg	630kg	720kg
無機凝集剤	12,035kg	10,076kg	12,000kg	12,020kg	9,120kg
ろ布洗浄剤 (10kg/箱)	0	0	0	0	0
ケーキ脱臭剤 (20kg/缶)	0	0	0	0	0
汚泥改質剤 (18kg/箱)	0	0	0	0	0

沈降促進剤 (10kg/缶)	5 缶	15 缶	0	0	0
糸状性バルキング 抑制剤(18kg/缶)	0	0	0	0	0

汚泥処分量

単位 (t)

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター※1	397.60	348.90	264.35	248.37	251.06
平戸中継ポンプ場	13.72	7.57	15.84	20.37	7.21
玉井中継ポンプ場※2	14.22	0	14.42	0	16.64

※1 マンホールポンプ井清掃を含む

※2 玉井中継ポンプ場ポンプ井清掃による汚泥

ポンプ稼働時間

単位 (h)

施設名	年度				
	2	3	4	5	6
水質管理センター 汚水ポンプNo.1、2	2,225:21	2,348:10	2,467:05	2,427:50	2,587:12
マンホールポンプ No.1、2	409.8	373.1	316.2	296.3	327.5
調整池排水ポンプ No.1～3	1,628.3	1,323.0	1453.5	1370.8	1,597.7
平戸中継ポンプ場 汚水ポンプNo.1～4	10,513:3	9,230:19	4,859:07	4,377:23	4,723:21
平戸中継ポンプ場 雨水ポンプNo.1～4	95:24	52:40	68:59	46:43	45:48
荒川第三雨水ポンプ場 雨水ポンプNo.1～5	0	0	7:32	8:04	19:34
玉井中継ポンプ場 汚水ポンプNo.1～3	2,361:40	2,368:03	2,308:14	2,264:48	2,231:48